



会長	副会長	専務理事	担当理事	係

健 第 1 9 1 号
令和元年5月9日

(公社) 岡山県医師会長 様

岡山県保健福祉部健康推進課長



公衆衛生関係行政事務指導監査の結果について

平素から、結核対策の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成30年11月12日～16日に実施されました標記指導監査(講評)について、このたび厚生労働省健康局長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、指摘事項について、御了知の上、貴会員に対して周知をお願いします。

なお、今回の指導監査は、平成29年度を対象に実施されたものであり、すでに指摘事項について改善がなされている場合は、引き続き適切な対応をよろしくお願いいたします。



岡山県保健福祉部
健康推進課 感染症対策班
担当：石田
電話：086-226-7331
FAX：086-225-7283

写

健発0328第8号

障発0328第5号

平成31年3月28日

岡山県知事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

公衆衛生関係行政事務指導監査の結果について

平成30年11月12日から同月16日まで実施した標記指導監査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務に関し、次の事項については是正改善を図る必要があると認められるので、所要の措置を講じられ、その結果を平成31年5月27日までに報告願います。

なお、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法関係事務については、本通知をもって是正改善を依頼する事項は認められなかったことを申し添えます。

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、第1において「法」という。）第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出については、前回も含め、これまでの指導監査において、届出期限の遵守について徹底した指導を行うよう指摘したところであるが、依然として法定期限を超えて届出されている事例が見受けられた。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、法第17条の規定による健康診断、法第18条の規定による就業制限、法第19条の規定による入院、法第37条第1項及び第37条の2第1項の規定による医療費の公費による負担、法第53条の12第1項の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものであるので、法に基づく届出期限の遵守について、医師及び病院管理者に対し、更に徹底した指導を行われたい。

- 2 法第18条の規定に基づく就業制限については、結核のまん延を防止するため必要があると認められる者に対して、就業制限の通知が遅延している事例が見受けられた。

今後は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」（平成11年3月19日健医発第454号厚生省保健医療局長通知）（以下「関係通知」という。）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて」（平成19年9月7日健感発第0907001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、適正に実施されたい。

- 3 法第20条第6項の規定に基づく患者等への説明及び意見を述べる機会の付与については、遅延して行われている事例が見受けられ、また、法第20条第4項の規定に基づく入院期間の延長については、あらかじめ感染症の診査に関する協議会に意見を聴くことなく実施し、通知についても遅延している事例が見受けられた。

これらの手続は、入院患者の人権擁護の観点から重要なものであるので、今後は、関係通知に基づき、適正に実施されたい。

- 4 法第22条第1項の規定に基づき、法第20条の規定により入院している患者について、当該入院に係る病原体を保有していないことが確認されたときは、入院している患者を退院させなければならないが、引き続き入院させている事例が見受けられた。

今後は、関係通知に基づき、適正に実施されたい。

- 5 法第37条の規定に基づく入院患者に対する医療の公費負担の承認期間については、当該入院に係る病原体を保有していないことが確認された時が終期とされているが、承認すべき期間を超えて公費負担を行っている事例が見受けられた。

今後は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による

医療の公費負担の取扱いについて」(平成11年3月19日健医発第455号厚生労働省保健医療局長通知)の別添「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領」に基づき、適正に実施されたい。